

# 令和2年度 高齢者虐待の報告

(兵庫県)

平成18年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が施行されました。

これにより、各市町では関係機関との連携の上、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の防止体制の構築、相談・通報への対応等を行っています。

令和2年度の対応状況等を以下のとおり公表します。

概要は、以下のとおりです。

## 【養介護施設従事者等による虐待】

- ・市町には、131件の相談・通報が寄せられ、事実確認調査の結果、20件の高齢者虐待が認められました。令和元年度と比較すると、相談・通報件数は16件減少、虐待件数は9件減少しました。
- ・被虐待者の約8割は女性で、虐待の種別では、介護等放棄が最も多く、次いで身体的虐待・経済的虐待が多く認められました。

## 【養護者による虐待】

- ・1,968件の相談・通報が寄せられ、事実確認調査の結果、802件の虐待が認められました。令和元年度と比較すると、相談・通報件数は94件増加、虐待件数は10件増加しました。
- ・被虐待者の7割以上が女性で、虐待の種別では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多く認められました。
- ・虐待をしていた養護者は、息子が3割以上にのぼり、次いで夫が2割以上と多くを占めました。
- ・被虐待高齢者のうち、約8割が要介護認定を受けており、そのうち認知症（認知症日常生活自立度Ⅱ～Ⅳ）は約7割の方に認められました。

## 【市町の高齢者虐待防止に係る体制整備】

- ・虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言、高齢者虐待の対応窓口の住民への周知、高齢者虐待対応のマニュアル等の作成や必要な支援を利用していない高齢者の権利擁護を図る早期発見の取組や相談等が高い実施率となっています。

## 〔県の取組〕

兵庫県では、高齢者虐待の早期発見・予防及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、次の事業を実施しています。

### (1) 高齢者虐待対応力向上研修

市町職員、地域包括支援センター職員、養介護施設従事者等を対象に、高齢者虐待を早期に発見し、予防的に対応できるよう、資質向上に資する研修を実施しています。

### (2) 権利擁護相談窓口の設置

市町単独では対応が困難な事例に対して、弁護士等による権利擁護相談窓口を設置し、市町及び地域包括支援センターを支援しています。

### (3) その他の取組

家庭介護者を対象とする「介護技術講習会」を実施し、虐待の主な発生要因とされる不適切な介護技術や知識の不足、介護疲れや介護ストレスの解消に努めています。

令和2年度高齢者虐待の状況に関する詳細は、以下のとおりです。

### 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

令和2年度、兵庫県では20件の養介護施設従事者等による虐待事例がありました。被虐待者は、男性17名・女性70名の計87名でした。

市町への相談・通報件数		131件	
虐待の事実が認められた事例		20件	
被虐待者数		87名	
虐待があった施設・事業所の種別	特別養護老人ホーム	8か所	
	介護老人保健施設	2か所	
	認知症グループホーム	2か所	
	有料老人ホーム	2か所	
	小規模多機能型居宅介護等	0か所	
	軽費老人ホーム	0か所	
	訪問介護等	4か所	
	通所介護等	2か所	
	居宅介護支援等	0か所	
虐待を行った職員の職種 (複数回答)	介護職(介護福祉士)	9名	
	介護職(介護福祉士以外及び不明)	6名	
	看護職	1名	
	管理職・経営者・開設者	3名	
	その他	0名	
被虐待高齢者の状況	性別	男性	17名
		女性	70名
	年齢	65歳未満障害者	0名
		65～69歳	0名
		70～74歳	0名
		75～79歳	2名
		80～84歳	6名
		85～89歳	8名
		90～94歳	1名
		95～99歳	0名
		100歳以上	2名
		その他・不明	68名
	要介護状態区分	要支援1	0名
		要支援2	2名
		要介護1	0名
		要介護2	1名
		要介護3	4名
要介護4		6名	
要介護5		5名	
その他・不明		68名	
虐待の種別・類型 (複数回答)	身体的虐待	13件	
	介護・世話の放棄・放任	67件	
	心理的虐待	4件	
	性的虐待	0件	
	経済的虐待	5件	
老人福祉法、介護保険法上の 権限行使以外で市町が行った対応 (複数回答)	施設等に対する指導	7件	
	施設等からの改善計画の提出依頼	8件	
	虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	5件	
当該養介護施設等に おいて行われた改善措置 (複数回答)	市町への改善計画の提出	20件	
	老人福祉法、介護保険法の規定に基づく 勧告・命令等への対応	2件	

## 2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談の状況

令和2年度は、高齢者虐待に関する1,968件の相談・通報がありました。相談・通報者は、介護支援専門員が最も多く、次いで警察、家族・親族の順となっています。

相談・通報があった事例に対して、訪問調査、高齢者虐待防止法に基づく立入調査等により事実確認が行われましたが、それらの事実確認の結果、802件・813人について虐待が認められました。

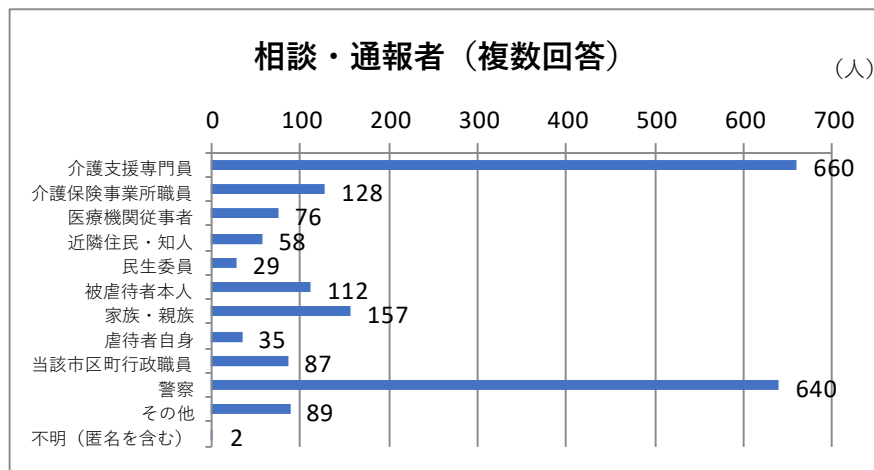
虐待の種別では、身体的虐待が最も多く、6割以上の事例で見られました。

#### ① 相談・通報件数

相談・通報件数	1,968件
---------	--------

#### ② 相談・通報者（複数回答）

介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市区町行政職員	警察	その他	不明
660人	128人	76人	58人	29人	112人	157人	35人	87人	640人	89人	2人
31.8%	6.2%	3.7%	2.8%	1.4%	5.4%	7.6%	1.7%	4.2%	30.9%	4.3%	0.1%



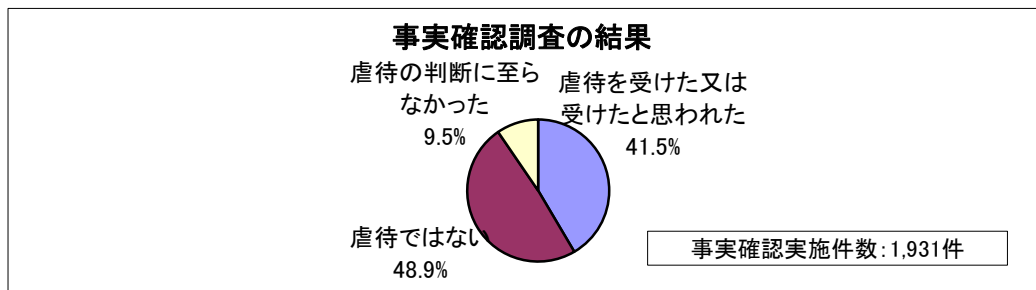
#### ③ 事実確認の状況

事実確認調査を行った事例	1,931件
立入調査以外の方法により調査を行った事例	1,930件
訪問調査を行った事例	1,367件
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	563件
立入調査により調査を行った事例	1件
警察が同行した事例	1件
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0件
援助要請をしなかった事例	0件
事実確認調査を行っていない事例	129件
明らかに虐待ではなく調査不要と判断した事例	101件
後日、調査実施予定又は調査の要否を検討中の事例	28件
合計	2,060件

※年度内に通報等を受理した事例及び年度以前に通報等を受理し、事実確認が当該年度となった事例について集計

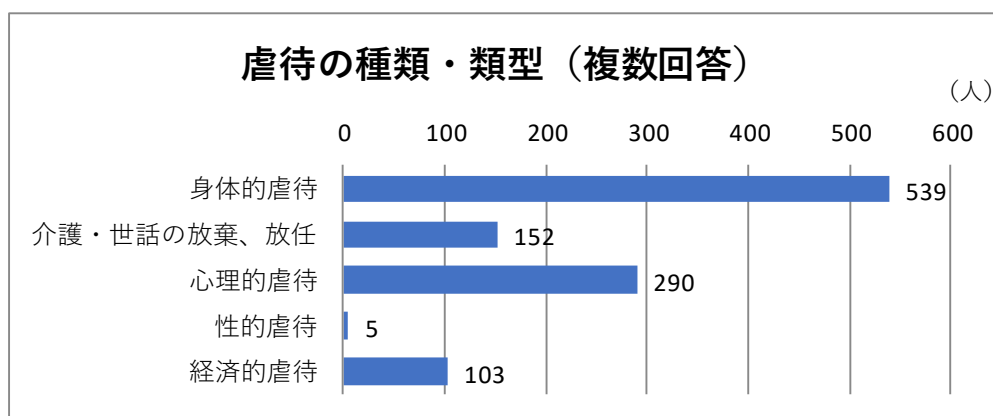
④ 事実確認調査の結果

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	虐待ではないと判断した事例	虐待の判断に至らなかった事例	合計
802 件	945 件	184 件	1,931 件
41.5%	48.9%	9.5%	100%



⑤ 虐待の種類・類型（複数回答）（虐待と判断した件数：792 件に占める割合）

身体的虐待	介護・世話の放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
539 人	152 人	290 人	5 人	103 人
66.3%	18.7%	35.7%	0.6%	12.7%



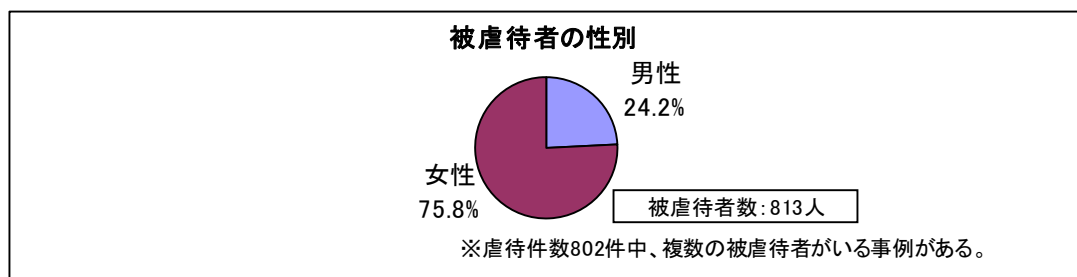
(2) 被虐待者の状況

被虐待者は女性が7割以上で、年齢は80代が4割以上を占めています。

また、約8割が要介護認定を受けており、当該認定者のうち認知症（認知症日常生活自立度Ⅱ～Ⅳ）は約7割の方に認められます。

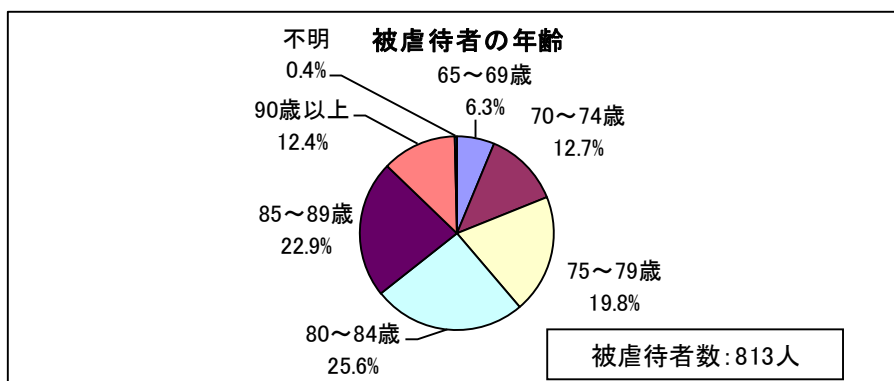
① 被虐待者の性別

男性	女性	合計
197 人	616 人	813 人
24.2%	75.8%	100%



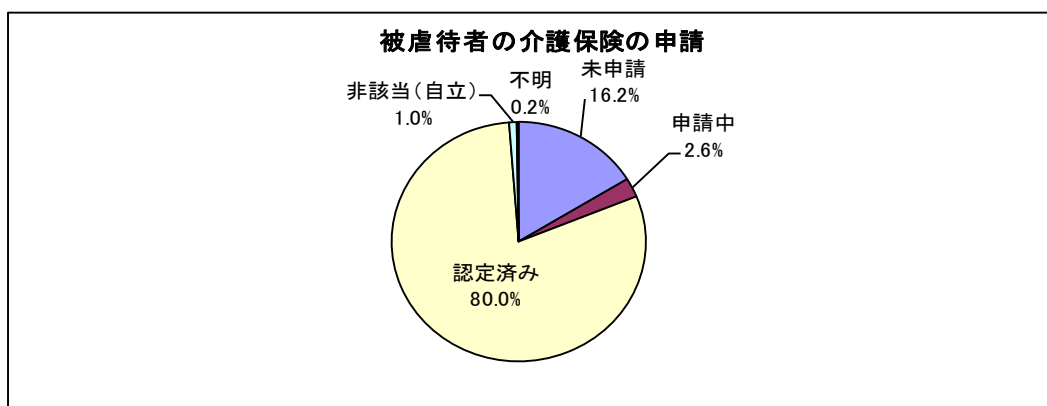
② 被虐待者の年齢

65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
51人	103人	161人	208人	186人	101人	3人	813人
6.3%	12.7%	19.8%	25.6%	22.9%	12.4%	0.4%	100%



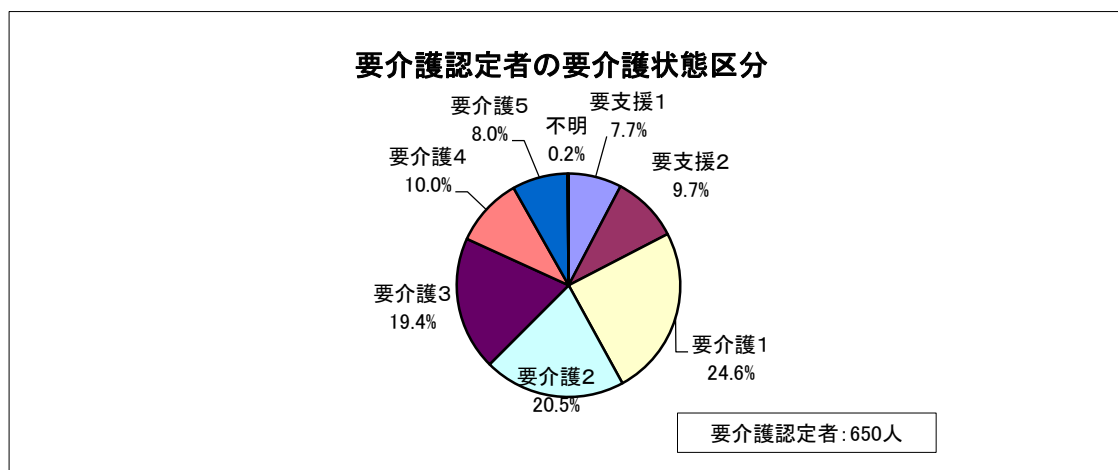
③ 被虐待者の介護保険の申請

未申請	申請中	認定済み	非該当(自立)	不明	合計
132人	21人	650人	8人	2人	813人
16.2%	2.6%	80.0%	1.0%	0.2%	100%



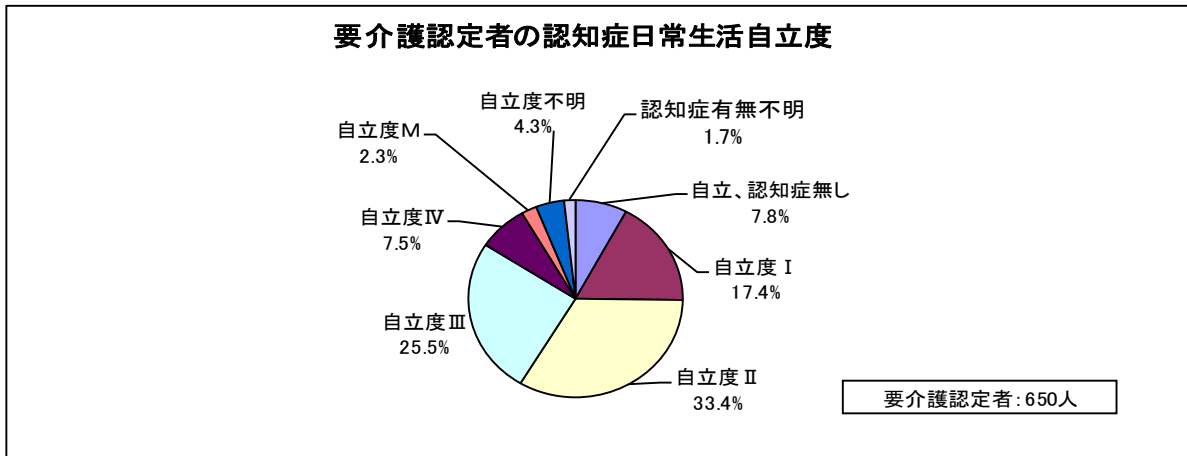
④ 要介護認定者の要介護状態区分

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
50人	63人	160人	133人	126人	65人	52人	1人	650人
7.7%	9.7%	24.6%	20.5%	19.4%	10.0%	8.0%	0.2%	100%



⑤ 要介護認定者の認知症日常生活自立度

自立、認知症なし	自立度 I	自立度 II	自立度 III	自立度 IV	自立度 M	自立度 不明	認知症の有無不明	合計
51 人	113 人	217 人	166 人	49 人	15 人	28 人	11 人	650 人
7.8%	17.4%	33.4%	25.5%	7.5%	2.3%	4.3%	1.7%	100%



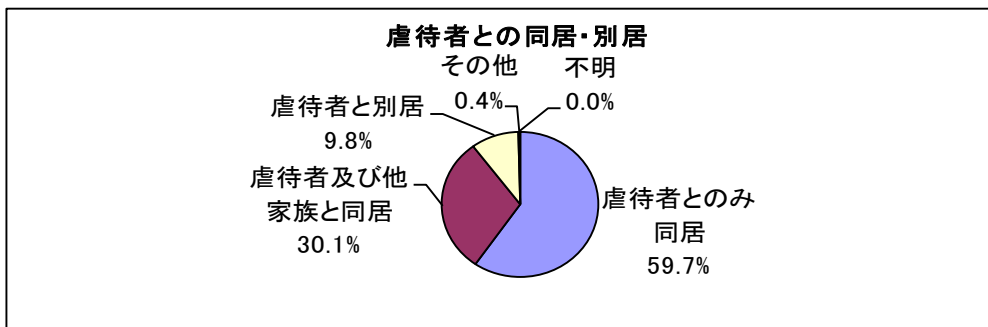
(3) 虐待者との関係

虐待が認められた事例のうち8割以上が虐待者と同居しており、世帯構成では子との同居が5割以上を占めます。虐待者の内訳をみると息子が3割以上と最も多く、次いで夫が2割以上となっています。

虐待者の年齢は50代が最も多く、40代とあわせて約4割を占めています。

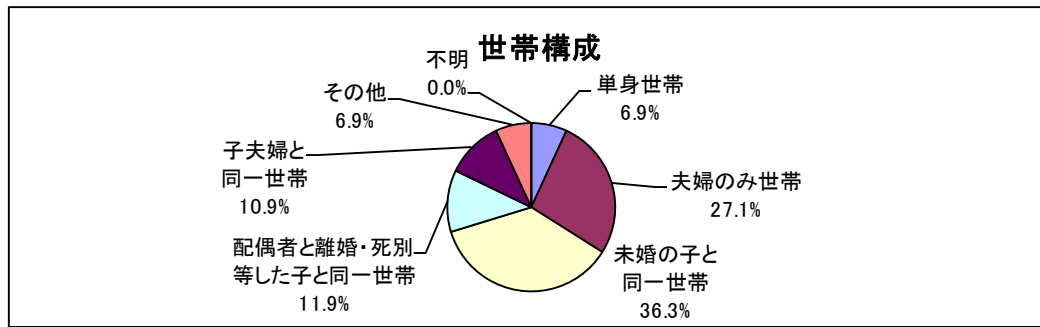
① 虐待者との同居・別居の状況

虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
485 人	245 人	80 人	3 件	0 件	813 人
59.7%	30.1%	9.8%	0.4%	0%	100%



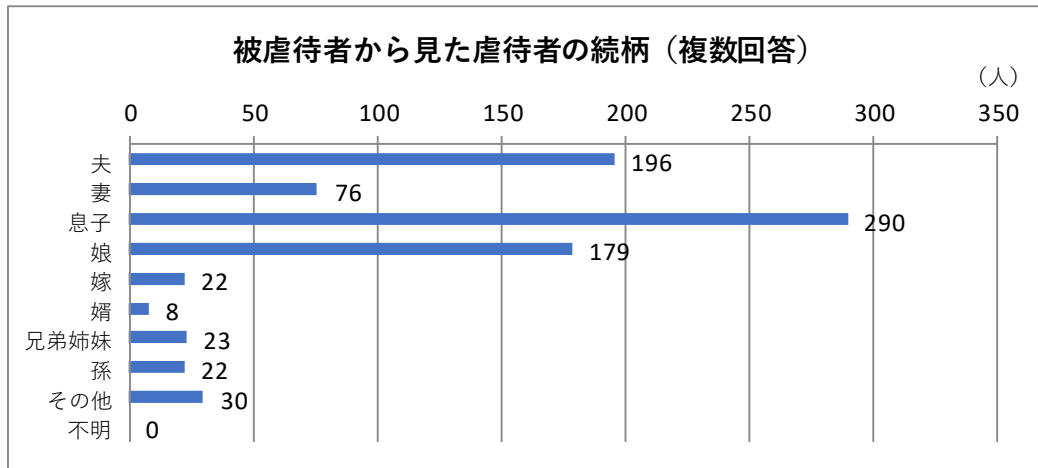
② 世帯構成

単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同一世帯	配偶者と離婚・死別等した子と同一世帯	子夫婦と同一世帯	その他	不明	合計
56 人	220 人	295 人	97 人	89 人	56 人	0 人	813 人
6.9%	27.1%	36.3%	11.9%	10.9%	6.9%	0%	100%



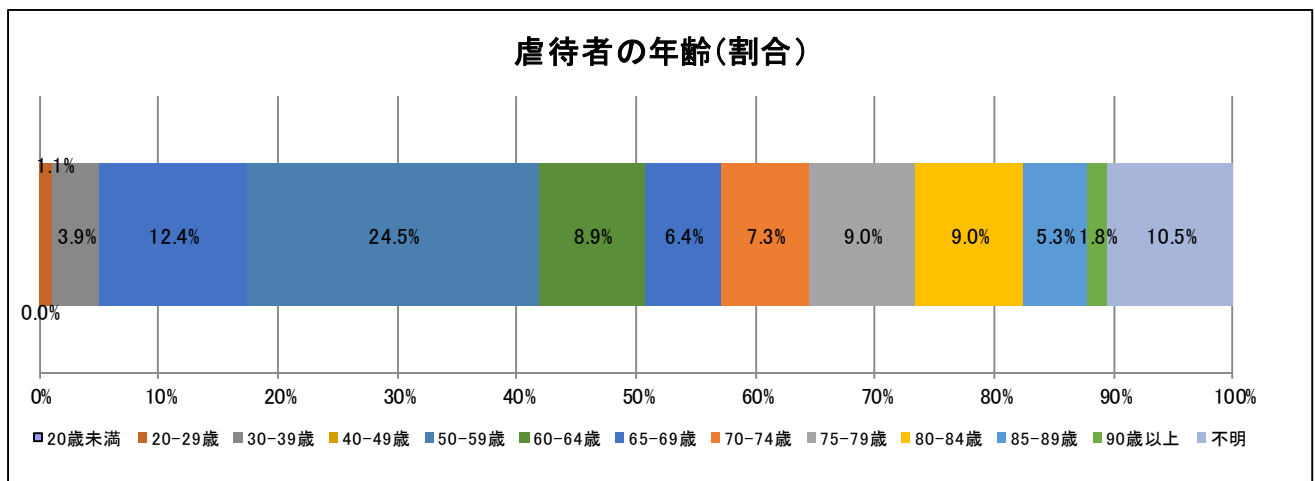
### ③ 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答)

続柄	人数	割合
夫	196人	23.2%
妻	76人	9.0%
息子	290人	34.3%
娘	179人	21.2%
嫁	22人	2.6%
婿	8人	0.9%
兄弟姉妹	23人	2.7%
孫	22人	2.6%
その他	30人	3.5%
不明	0人	0%
合計	846人	100%



### ④ 虐待者の年齢

年齢	人数	割合
20歳未満	0人	0%
20-29歳	9人	1.1%
30-39歳	33人	3.9%
40-49歳	105人	12.4%
50-59歳	207人	24.5%
60-64歳	75人	8.9%
65-69歳	54人	6.4%
70-74歳	62人	7.3%
75-79歳	76人	9.0%
80-84歳	76人	9.0%
85-89歳	45人	5.3%
90歳以上	15人	1.8%
不明	89人	10.5%
合計	846人	100%



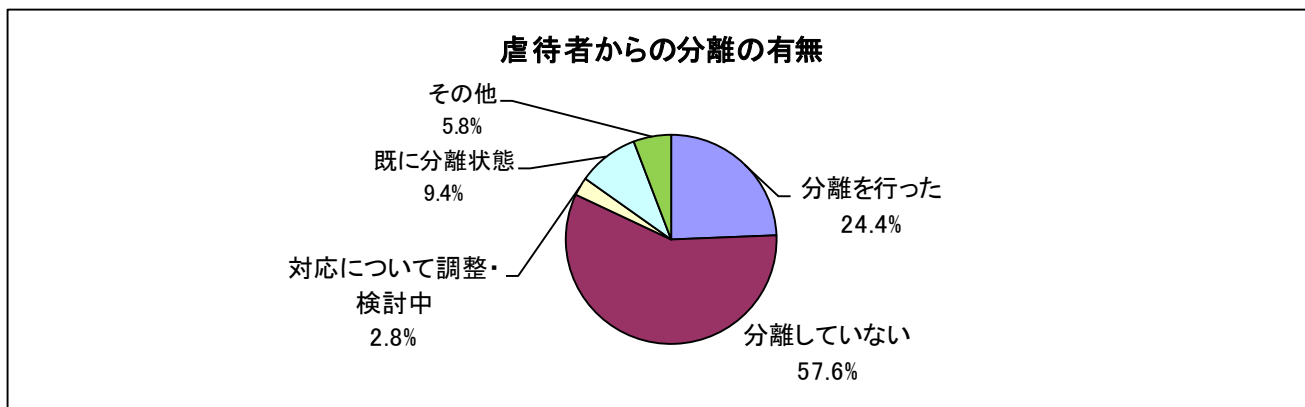
(4) 虐待への対応状況

対応は、分離した事例が2割以上あり、対応としては契約による介護保険サービスの利用による割合が多くなっています。一方、分離しなかった事例における対応は、養護者への助言・指導やケアプランの見直しの割合が多くなっています。

① 虐待者からの分離の有無

	人数	割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	296人	24.4%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	699人	57.6%
対応について検討・調整中の事例	34人	2.8%
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院等）	114人	9.4%
その他	70人	5.8%
合計	1,213人	100.0%

※調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計。



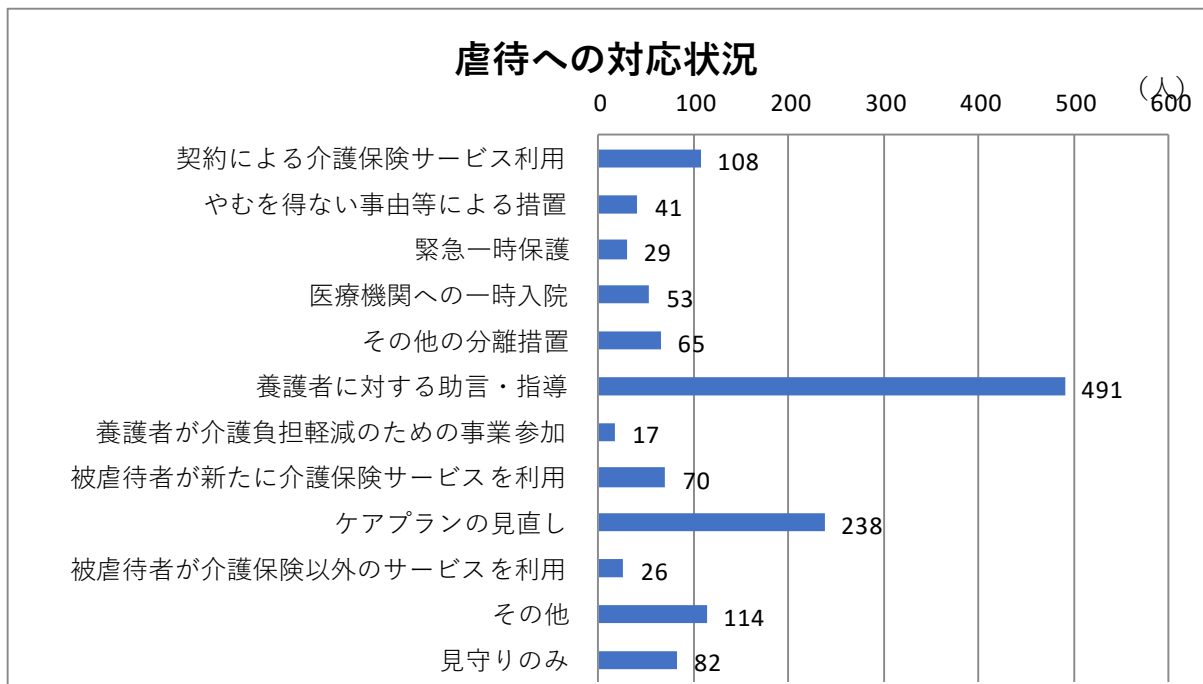
② 虐待者から分離を行った事例の対応（初動対応）（対応を行った件数：296人に占める割合）

契約による介護保険サービスの利用	やむを得ない事由等による措置	緊急一時保護	医療機関への一時入院	その他の分離措置	合計
108人	41人	29人	53人	65人	296人
36.5%	13.9%	9.8%	17.9%	22%	
うち、面会制限19人	うち、面会制限25人	うち、面会制限14人	うち、面会制限12人	うち、面会制限22人	うち、面会制限92人

③ 虐待者から分離していない事例の対応（複数回答）（分離していない件数：699人に占める割合）

養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	ケアプランの見直し	被虐待者が介護保険以外のサービスを利用	その他	見守りのみ
491人	17人	70人	238人	26人	114人	82人
70.2%	2.4%	10%	34.0%	3.7%	16.3%	11.7%





④ 権利擁護に関する対応

成年後見制度 利用開始済	成年後見制度 利用手続き中	日常生活自立 支援事業の利用
57人	28人	31人
(うち、市区町長申し立ての事例31人)		

⑤ 年度末日での状況

対応継続	終 結	合 計
586人	627人	1,213人
48.3%	51.7%	100%

### 3 市町における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する状況

虐待を行った養護者に対する相談・指導助言、住民への対応窓口となる部局の周知については実施割合が高い傾向にあります。中核機関の立ち上げや関係機関とのネットワークづくり等の体制整備は十分に進んでいない傾向にあります。

高齢者虐待防止・対応体制整備状況	実施済市町数	実施率 (%)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（当該年度中の実施状況）	39	95.1
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	29	70.7
高齢者虐待について、講演会や市区町広報紙等による住民への啓発活動	30	73.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	30	73.2
介護保険施設に法について周知	27	65.9
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	36	90.2
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	35	90.2
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	21	56.1
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	22	58.5
成年後見制度の市区町長申立が円滑にできるように、役所・役場内の体制強化	38	92.7
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	20	43.9
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	32	80.5
老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	31	75.6
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	31	78.0
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	26	65.9
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	40	95.1
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	39	92.7
終結した虐待事案の事後検証について	19	46.3

#### 4 平成30、令和元年度との比較

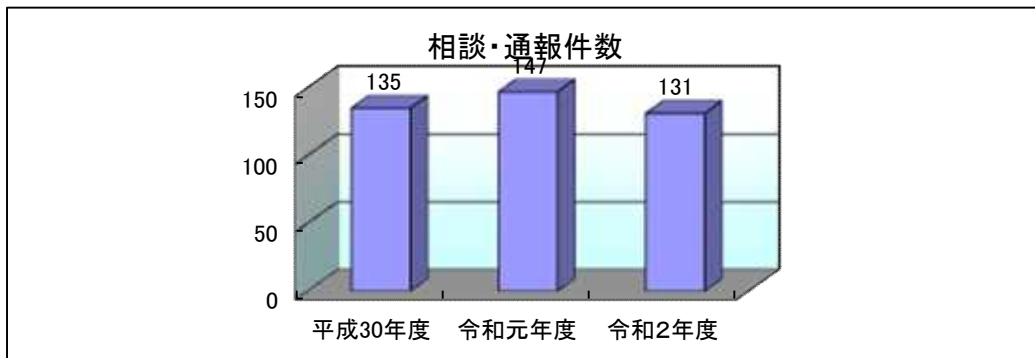
兵庫県内の高齢者虐待発生状況等について3年間の傾向を比較します。

##### (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

市町への相談・通報件数は、昨年度より16件減少し、そのうち虐待が認められた件数については、昨年度から9件減少しました。

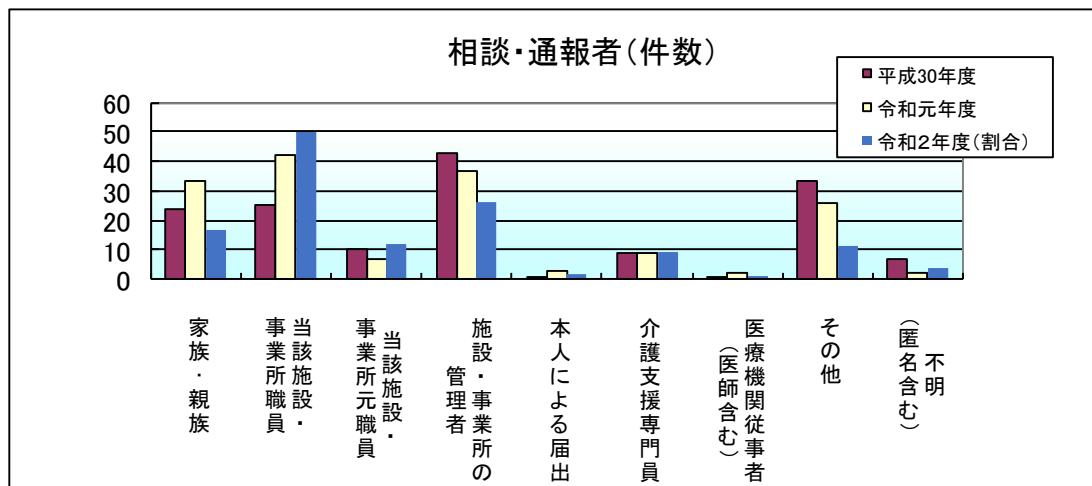
相談・通報者別では、当該施設・事業所職員及び施設・事業所の管理者からの相談・通報が多い傾向にあります。家族・親族からの相談・通報は、昨年度より16件減少しました。また、虐待事実が確認された養介護施設・事業所では、特別養護老人ホーム、訪問介護等、認知症グループホーム及び有料老人ホームが比較的高い割合です。

##### ① 相談・通報件数



##### ② 相談・通報者（複数回答）

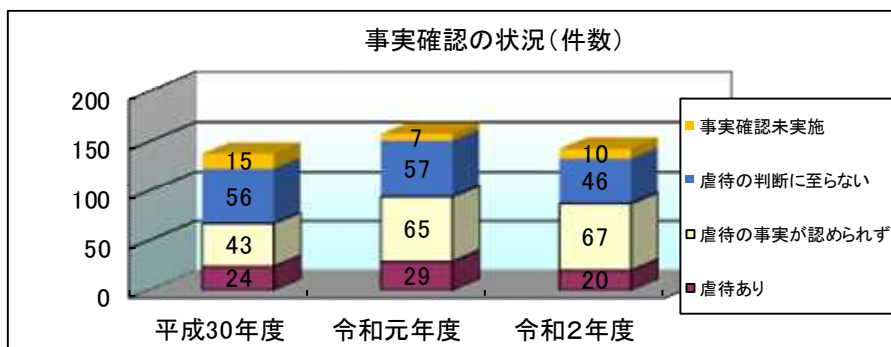
	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
家族・親族	24件 (15.7%)	33件 (20.5%)	17件 (12.2%)
当該施設・事業所職員	25件 (16.3%)	42件 (26.1%)	50件 (36.0%)
当該施設・事業所元職員	10件 (6.5%)	7件 (4.3%)	12件 (8.6%)
施設・事業所の管理者	43件 (28.1%)	37件 (23.0%)	26件 (18.7%)
本人による届出	1件 (0.7%)	3件 (1.9%)	2件 (1.4%)
介護支援専門員	9件 (5.9%)	9件 (5.6%)	9件 (6.5%)
医療機関従事者 (医師含む)	1件 (0.7%)	2件 (1.2%)	1件 (0.7%)
その他	33件 (21.6%)	26件 (16.2%)	11件 (7.9%)
不明 (匿名含む)	7件 (4.6%)	2件 (1.2%)	4件 (2.9%)



### ③ 事実確認の状況

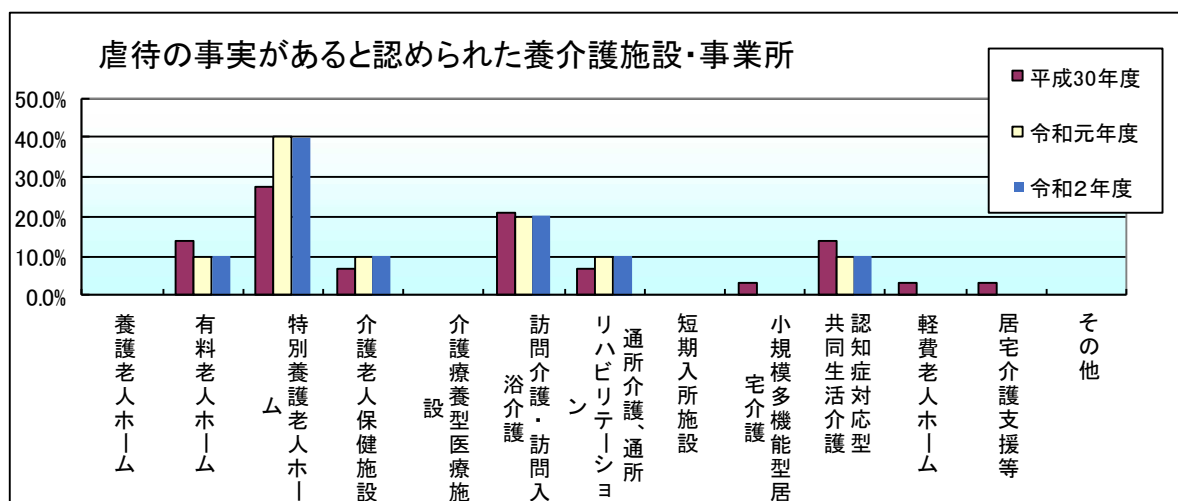
	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
虐待あり	24件 (17.4%)	29件 (18.4%)	20件 (14.0%)
虐待の事実が認められず	43件 (31.2%)	65件 (41.1%)	67件 (46.9%)
虐待の判断に至らない	56件 (40.6%)	57件 (36.1%)	46件 (32.2%)
事実確認未実施	15件 (10.9%)	7件 (4.4%)	10件 (7.0%)

※年度内に通報等を受理した事例及び年度以前に通報等を受理し、事実確認が当該年度となった事例について集計



### ④ 虐待の事実が認められた養介護施設・事業所

	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
養護老人ホーム	1件 (4.2%)	0件 (0%)	0件 (0%)
有料老人ホーム	3件 (12.5%)	4件 (13.7%)	2件 (10.0%)
特別養護老人ホーム	9件 (37.5%)	8件 (27.6%)	8件 (40.0%)
介護老人保健施設	1件 (4.2%)	2件 (6.9%)	2件 (10.0%)
介護療養型医療施設	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)
訪問介護等	3件 (12.5%)	6件 (20.7%)	4件 (20.0%)
通所介護等	4件 (16.7%)	2件 (6.9%)	2件 (10.0%)
短期入所施設	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)
小規模多機能型居宅介護	0件 (0%)	1件 (3.4%)	0件 (0%)
認知症対応型共同生活介護	2件 (8.3%)	4件 (13.8%)	2件 (10.0%)
軽費老人ホーム	0件 (0%)	1件 (3.4%)	0件 (0%)
居宅介護支援等	0件 (0%)	1件 (3.4%)	0件 (0%)
その他	1件 (4.2%)	0件 (0%)	0件 (0%)

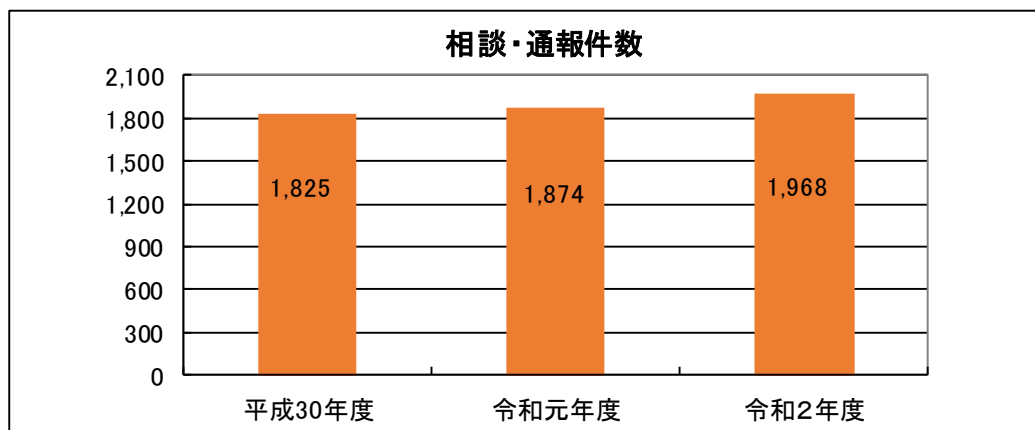


(2) 養護者による高齢者虐待

① 相談・通報件数

相談・通報件数は、1,968 件で昨年度より 94 件増加しました。

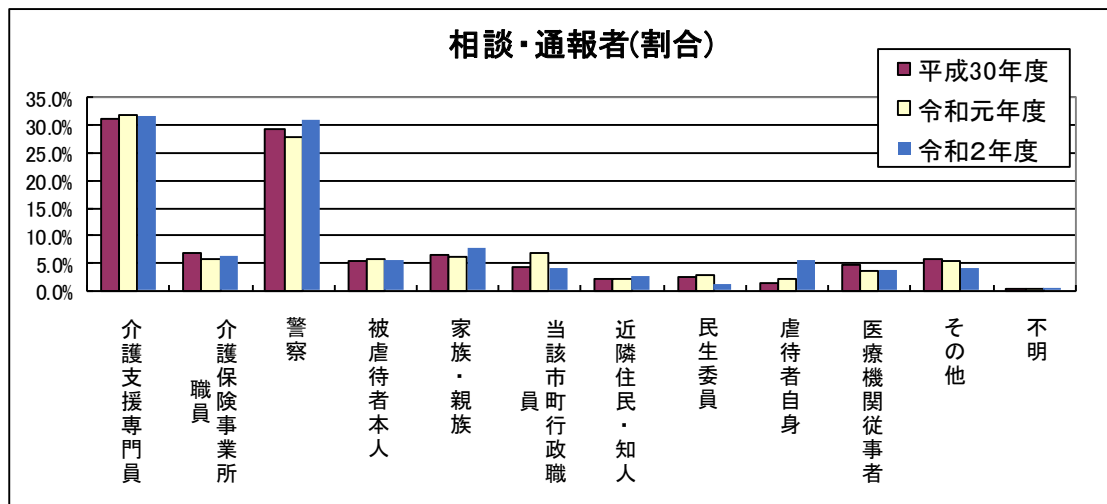
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談・通報件数	1,825	1,874	1,968



② 相談・通報者（複数回答）

介護支援専門員や警察からの相談・通報が最も多い割合で推移しています。

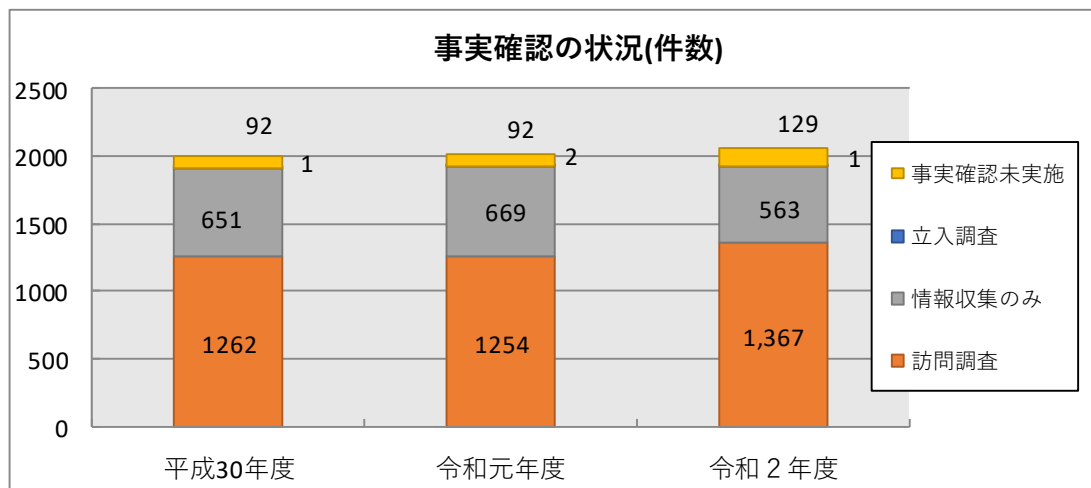
	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
介護支援専門員	614 人 (31.2%)	648 人 (31.9%)	660 人 (31.8%)
介護保険事業所職員	132 人 (6.7%)	115 人 (5.7%)	128 人 (6.2%)
警察	576 人 (29.3%)	568 人 (28.0%)	640 人 (30.9%)
被虐待者本人	106 人 (5.4%)	117 人 (5.8%)	112 人 (5.4%)
家族・親族	125 人 (6.4%)	124 人 (6.1%)	157 人 (7.6%)
当該市町行政職員	83 人 (4.2%)	136 人 (6.7%)	87 人 (4.2%)
近隣住民・知人	45 人 (2.3%)	46 人 (2.3%)	58 人 (2.8%)
民生委員	48 人 (2.4%)	55 人 (2.7%)	29 人 (1.4%)
虐待者自身	31 人 (1.6%)	40 人 (2.0%)	112 人 (5.4%)
医療機関従事者	89 人 (4.5%)	71 人 (3.5%)	76 人 (3.7%)
その他	116 人 (5.9%)	109 人 (5.4%)	89 人 (4.3%)
不明	3 人 (0.2%)	1 人 (0.0%)	2 人 (0.1%)



### ③ 事実確認の状況

相談・通報により把握した事例の事実確認は、関係者からの情報収集が増加傾向にあります。訪問調査を行った事例は、昨年度から113件増加しました。

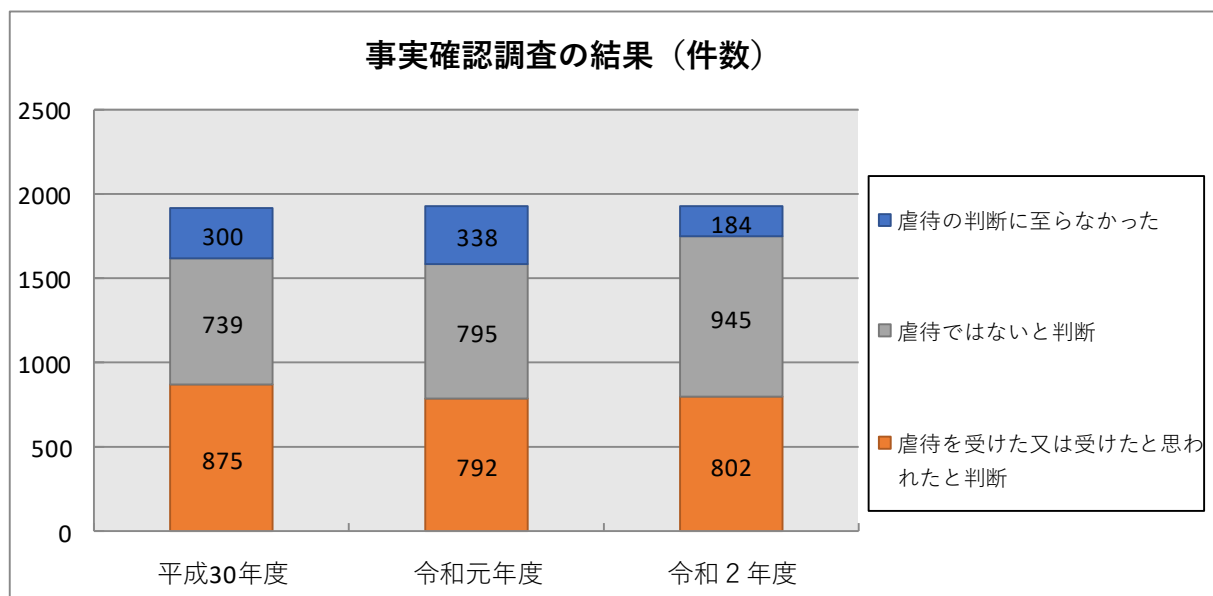
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問調査を行った事例	1,262件	1,254件	1,367件
関係者からの情報収集のみの事例	651件	669件	563件
立入調査により調査を行った事例	1件	2件	1件
事実確認を行っていない事例	92件	92件	129件



### ④ 事実確認調査の結果

事実確認を行った事例について、虐待であると判断した事例が昨年度と比較して増加しています。

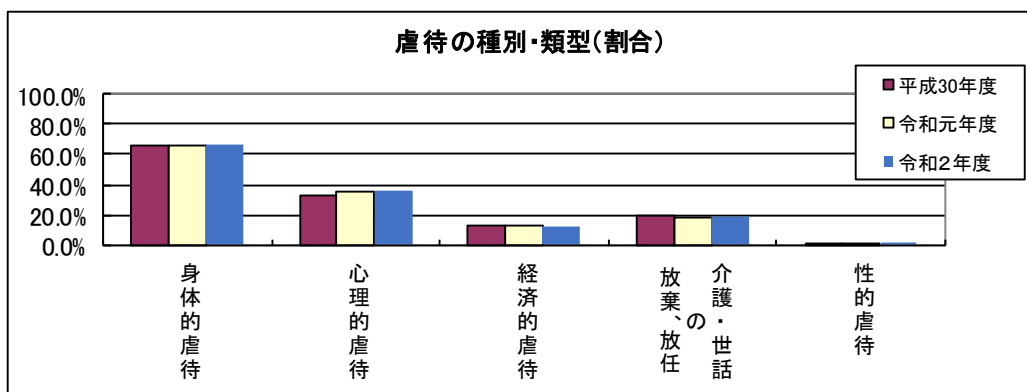
	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断	875件 (45.7%)	792件 (41.1%)	802件 (41.5%)
虐待ではないと判断	739件 (38.6%)	795件 (41.3%)	945件 (48.9%)
虐待の判断に至らなかった	300件 (15.7%)	338件 (17.6%)	184件 (9.5%)



⑤ 虐待の種別・類型（複数回答）

従来から身体的虐待、心理的虐待の占める割合が高くなっています。

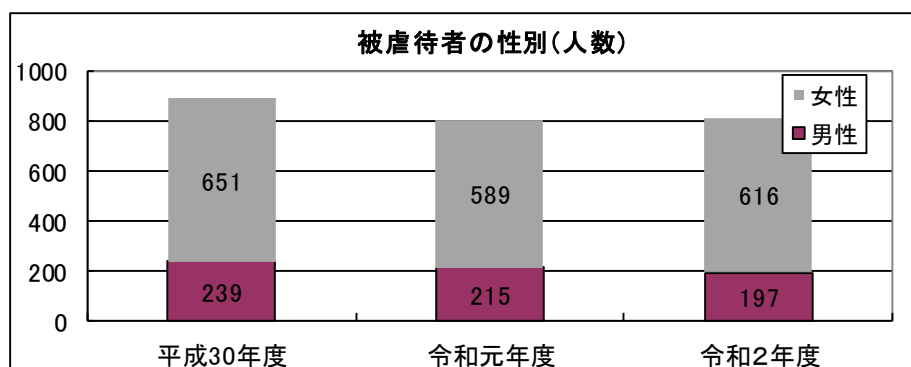
	平成30年度（割合）	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）
身体的虐待	581人（65.3%）	534人（66.4%）	539人（66.3%）
心理的虐待	305人（34.3%）	261人（32.5%）	290人（35.7%）
経済的虐待	135人（15.2%）	101人（12.6%）	103人（12.7%）
介護・世話の放棄、放任	174人（19.6%）	158人（19.7%）	152人（18.7%）
性的虐待	2人（0.2%）	2人（0.2%）	5人（0.6%）



⑥ 被虐待者の性別

被虐待者の性別については、従来から女性が多く、7割以上を占めています。

	平成30年度（割合）	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）
男性	239人（26.9%）	215人（26.7%）	197人（24.2%）
女性	651人（73.1%）	589人（73.3%）	616人（75.8%）



⑦ 被虐待者の年齢

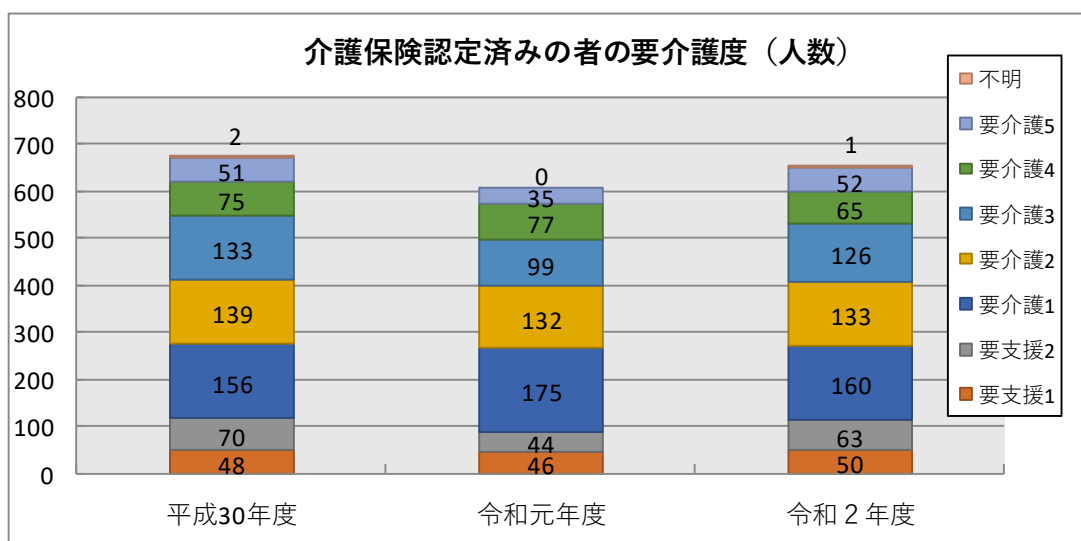
被虐待者の年齢別では、75歳～89歳の世代で、割合が高い傾向が続いています。

	平成30年度（割合）	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）
65～69歳	86人（9.7%）	60人（7.5%）	51人（6.3%）
70～74歳	106人（11.9%）	101人（12.6%）	103人（12.7%）
75～79歳	187人（21.0%）	160人（19.9%）	161人（19.8%）
80～84歳	236人（26.5%）	187人（23.3%）	208人（25.6%）
85～89歳	170人（19.1%）	181人（22.5%）	186人（22.9%）
90歳以上	105人（11.8%）	115人（14.3%）	101人（12.4%）
不明	0人（0.0%）	0人（0.0%）	3人（0.4%）

⑧ 要介護認定者の要介護状態区分

被虐待者の要介護認定別では、要介護1～要介護3が高い割合で推移しています。

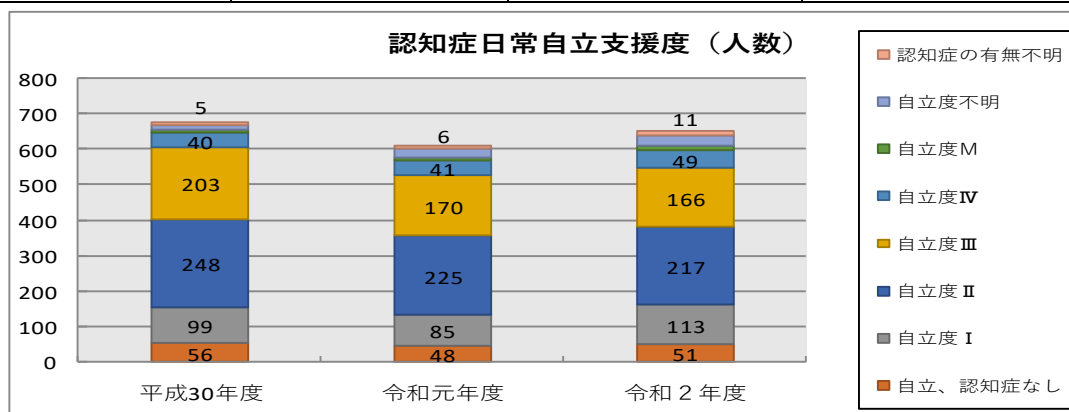
	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
要支援1	48人 (7.1%)	46人 (7.6%)	50人 (7.7%)
要支援2	70人 (10.4%)	44人 (7.2%)	63人 (9.7%)
要介護1	156人 (23.1%)	175人 (28.8%)	160人 (24.6%)
要介護2	139人 (20.6%)	132人 (21.7%)	133人 (20.5%)
要介護3	133人 (19.7%)	99人 (16.3%)	126人 (19.4%)
要介護4	75人 (11.1%)	77人 (12.7%)	65人 (10.0%)
要介護5	51人 (7.6%)	35人 (5.8%)	52人 (8.0%)
不明	2人 (0.3%)	0人 (0.0%)	1人 (0.2%)



⑨ 要介護認定者の認知症日常生活自立度

要介護認定者の認知症日常生活自立度では、自立度Ⅱの割合が最も高く、次いで自立度Ⅲ、自立度Ⅰの占める割合が高い傾向が続いています。

	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
自立、認知症なし	56人 (8.3%)	48人 (7.9%)	51人 (7.8%)
自立度Ⅰ	99人 (14.7%)	85人 (14.0%)	113人 (17.4%)
自立度Ⅱ	248人 (36.8%)	225人 (37.0%)	217人 (33.4%)
自立度Ⅲ	203人 (30.1%)	170人 (28.0%)	166人 (25.5%)
自立度Ⅳ	40人 (5.9%)	41人 (6.7%)	49人 (7.5%)
自立度Ⅴ	11人 (1.6%)	8人 (1.3%)	15人 (2.3%)
自立度不明	12人 (1.8%)	25人 (4.1%)	28人 (4.3%)
認知症の有無不明	5人 (0.7%)	5人 (1.0%)	11人 (1.7%)

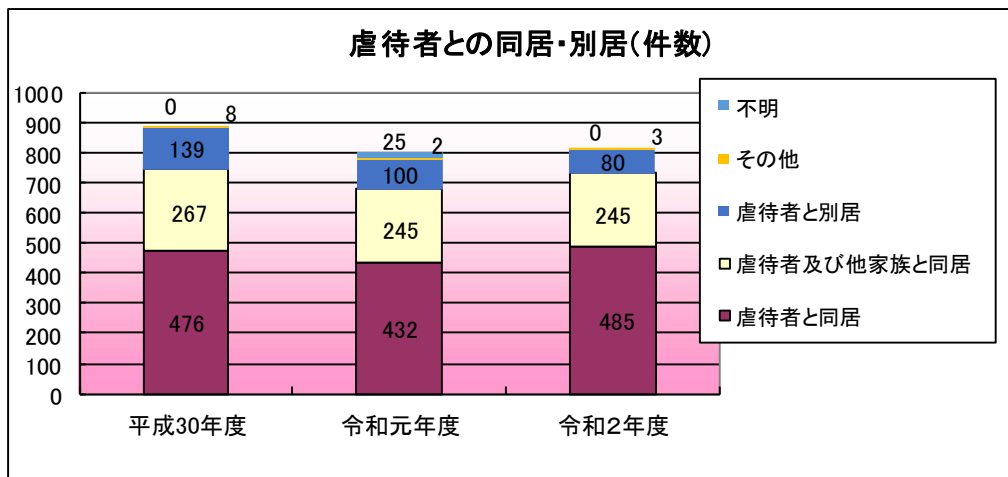




⑩ 虐待者との同居・別居の状況

虐待者との同居・別居の状況では、虐待者と同居しているケースが8割以上を占めます。

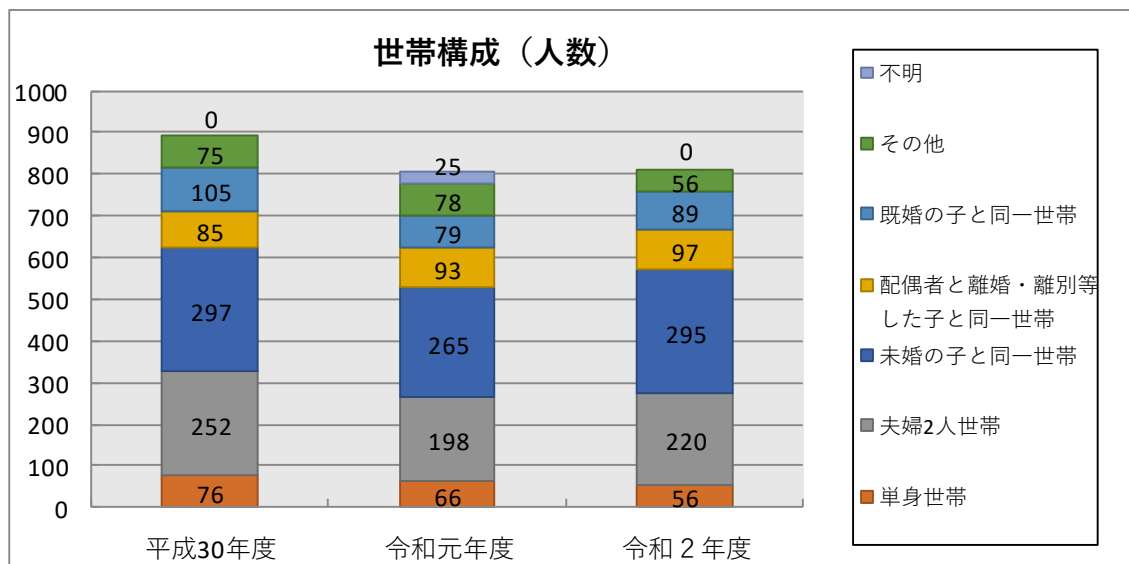
	平成30年度（割合）	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）
虐待者と同居	476件（53.5%）	432件（53.7%）	485件（59.7%）
虐待者及び他家族と同居	267件（30.0%）	245件（30.5%）	245件（30.1%）
虐待者と別居	139件（15.6%）	100件（12.4%）	80件（9.8%）
その他	8件（0.9%）	2件（0.2%）	3件（0.4%）
不明	0件（0.0%）	25件（3.1%）	0件（0.0%）



⑪ 世帯構成

未婚の子と同一世帯での虐待が最も多く、次いで夫婦二世帯での虐待が多くなっています。

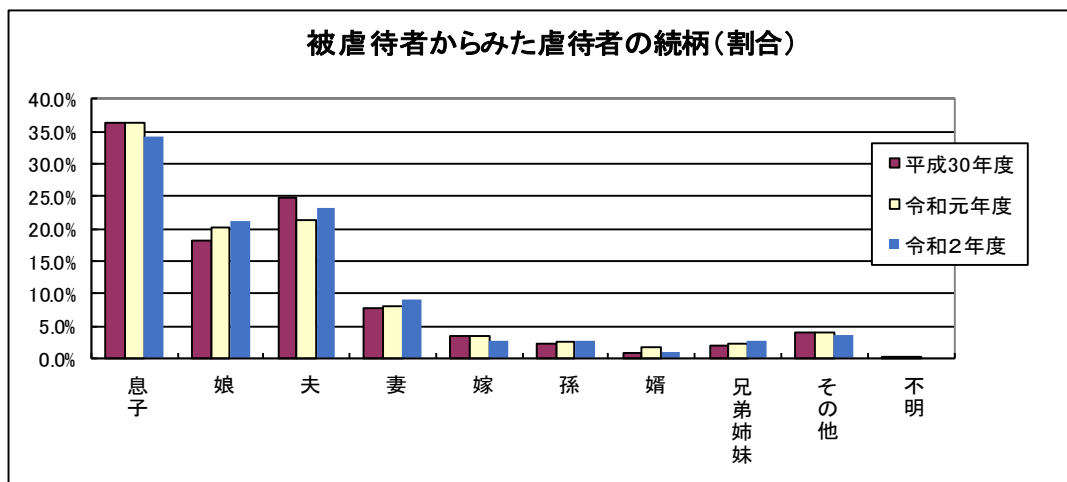
	平成30年度（割合）	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）
単身世帯	76人（8.5%）	66人（8.2%）	56人（6.9%）
夫婦二世帯	252人（28.3%）	198人（24.6%）	220人（27.1%）
未婚の子と同一世帯	297人（33.4%）	265人（33.0%）	295人（36.3%）
配偶者と離婚・離別した子と同一世帯	85人（9.6%）	93人（11.6%）	97人（11.9%）
既婚の子と同一世帯	105人（11.8%）	79人（9.8%）	89人（10.9%）
その他	75人（8.4%）	78人（9.7%）	56人（6.9%）
不明	0人（0.0%）	25人（3.1%）	0人（0.0%）



⑫ 被虐待者から見た虐待者の続柄

従来から息子が虐待者である割合が最も高く、次いで夫、娘の割合が高い傾向にあります。

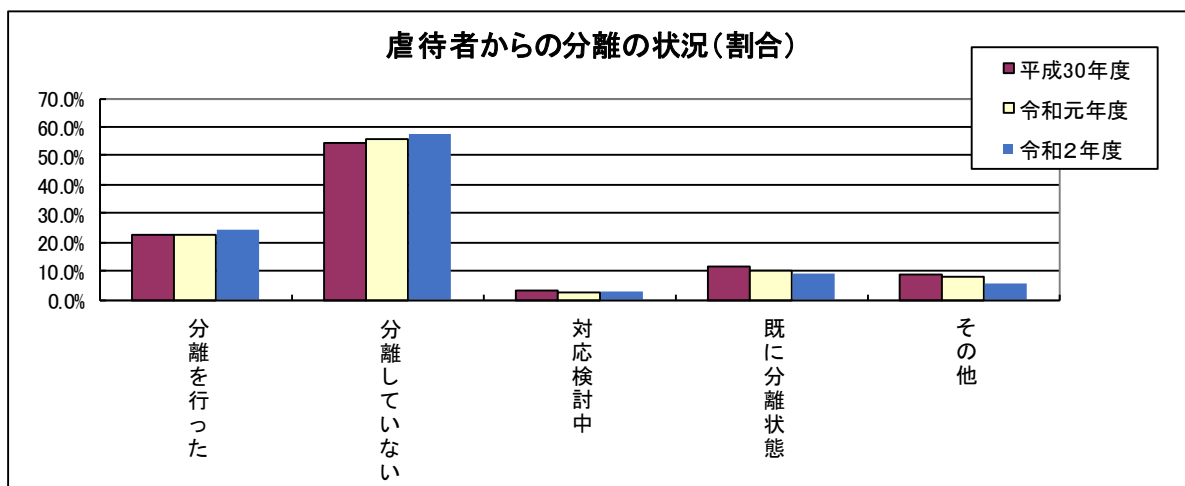
	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
息子	334人 (36.3%)	305人 (36.3%)	290人 (34.3%)
娘	167人 (18.1%)	170人 (20.2%)	179人 (21.2%)
夫	228人 (24.8%)	179人 (21.3%)	196人 (23.2%)
妻	71人 (7.7%)	69人 (8.2%)	76人 (9.0%)
嫁	33人 (3.6%)	29人 (3.4%)	22人 (2.6%)
孫	22人 (2.4%)	21人 (2.5%)	22人 (2.6%)
婿	9人 (1.0%)	14人 (1.7%)	8人 (0.9%)
兄弟姉妹	19人 (2.1%)	20人 (2.4%)	23人 (2.7%)
その他	36人 (3.9%)	33人 (3.9%)	30人 (3.5%)
不明	2人 (0.2%)	1人 (0.1%)	0人 (0.0%)



⑬ 虐待者からの分離の有無

虐待者からの分離の有無では、分離をしていないケースが5割以上を占めます。

	平成30年度 (割合)	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)
分離を行った	299人 (22.4%)	282人 (22.8%)	296人 (24.4%)
分離していない	724人 (54.2%)	694人 (56.1%)	699人 (57.6%)
対応検討中	45人 (3.4%)	31人 (2.5%)	34人 (2.8%)
既に分離状態	152人 (11.4%)	126人 (10.2%)	114人 (9.4%)
その他	116人 (8.7%)	104人 (8.4%)	70人 (5.8%)



(3) 市町における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する状況

過去2年と比較して、各項目の実施率は大きな変化はありません。「関係専門機関介入支援ネットワーク」や「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」などの介入支援に係るネットワークの構築については半数程度の市町の実施に留まっています。

	平成30年度末 (実施率)	令和元年度末 (実施率)	令和2年度末 (実施率)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(当該年度中)	39 (95.1%)	39 (95.1%)	39 (95.1%)
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	32 (78.0%)	29 (70.7%)	29 (70.7%)
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	31 (75.6%)	28 (68.3%)	30 (73.2%)
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	37 (90.2%)	38 (92.7%)	38 (92.7%)
居宅介護サービス事業者に法について周知	35 (85.4%)	33 (80.5%)	30 (73.2%)
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	34 (82.9%)	33 (80.5%)	32 (78.0%)
介護保険施設に法について周知	32 (78.0%)	30 (73.2%)	27 (65.9%)
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	38 (92.7%)	37 (90.2%)	36 (87.8%)
老人福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との調整	31 (75.6%)	31 (75.6%)	31 (75.6%)
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	35 (85.4%)	37 (90.2%)	35 (85.4%)
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	22 (53.7%)	24 (58.5%)	22 (53.7%)
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	24 (58.5%)	23 (56.1%)	21 (51.2%)
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	39 (95.1%)	39 (95.1%)	40 (97.6%)
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	37 (90.2%)	38 (92.7%)	39 (95.1%)

地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	—	18 (43.9%)	20 (48.8%)
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	—	32 (78.0%)	31 (75.6%)
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	—	27 (65.9%)	26 (63.4%)
終結した虐待事案の検証について	—	—	19 (46.3%)